

福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（筑前）

1-1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第二種えびこぎ網	筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・260kW以下（旧漁船法馬力数60以下）</li> <li>・総行程容積6.23リットル以下</li> </ul>	5トン未満	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸島市に住所を有する者</li> <li>・ごち網又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者</li> </ul>
		筑前海区海面	4月16日から12月16日まで			47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市、糟屋郡新宮町大字相島、糟屋郡新宮町大字新宮に住所を有する者</li> <li>・ごち網又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者</li> </ul>
		筑前海区海面	5月1日から12月31日まで			7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗像市、福津市に住所を有する者</li> <li>・ごち網又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者</li> </ul>
		筑前海区海面	4月16日から12月16日まで			25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者</li> <li>・ごち網又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者</li> </ul>
	手繰第二種餌料びき	筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	—	—	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸島市に住所を有する者</li> </ul>

網		まで					
	筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	—	—	2	・宗像市、福津市に住所を有する者	
	手繰第三種なまこ桁網	筑前海区海面	11月1日から翌年3月31日まで	—	—	14	・糸島市に住所を有する者 ・筑共第1号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者
		筑前海区海面	12月1日から翌年3月31日まで	—	—	10	・福岡市に住所を有する者 ・筑共第3号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者
		筑前海区海面	11月1日から翌年3月31日まで	—	—	4	・福岡市に住所を有する者 ・筑共第8号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者
		筑前海区海面	10月1日から翌年3月31日まで	—	—	2	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者 ・筑共第16号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者
筑前海区海面		10月1日から翌	—	—	9	・北九州市若松区、北九州市小倉北	

			年3月31日まで				<ul style="list-style-type: none"> <li>区、北九州市戸畑区に住所を有する者</li> <li>・筑共第18号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者</li> </ul>
		筑前海区海面	10月1日から翌年3月31日まで	—	—	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者</li> <li>・筑共第19号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者</li> </ul>
	手繰第三種貝桁網	筑前海区海面	12月26日から翌年3月31日まで	—	—	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市に住所を有する者</li> <li>・筑共第8号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者</li> </ul>
中型まき網漁業	あじ・さばまき網	筑前海区海面	4月15日から4月30日まで	—	15トン未満	5	・宗像市に住所を有する者
		筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	—	15トン未満	2	・福岡市に住所を有する者
		筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	—	15トン未満	5	・宗像市に住所を有する者
	かたくちいわ	筑前海区海面	10月1日から翌	—	15トン	2	・糸島市に住所を有する者

	しまき網		年4月30日まで		未満		
	しいら漬けまき網	筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	—	—	1	・宗像市に住所を有する者
ごち網漁業	きすーそうごち網	筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	・330kW以下（旧漁船法馬力数70以下） ・総行程容積7.54リットル以下	8トン未満	25	・糸島市に住所を有する者 ・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者
		筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	・330kW以下（旧漁船法馬力数70以下） ・総行程容積7.54リットル以下	8トン未満	11	・福岡市、糟屋郡新宮町大字相島、糟屋郡新宮町大字新宮に住所を有する者 ・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者
		筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	・330kW以下（旧漁船法馬力数70以下） ・総行程容積7.54リットル以下	8トン未満	8	・宗像市、福津市に住所を有する者 ・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者

		筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・330kW以下（旧漁船法馬力数70以下）</li> <li>・総行程容積7.54リットル以下</li> </ul>	8トン未満	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者</li> <li>・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者</li> </ul>
たいー そうご ち網		筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・330kW以下（旧漁船法馬力数70以下）</li> <li>・総行程容積7.54リットル以下</li> </ul>	8トン未満	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸島市に住所を有する者</li> <li>・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者</li> </ul>
		筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・330kW以下（旧漁船法馬力数70以下）</li> <li>・総行程容積7.54リットル以下</li> </ul>	8トン未満	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市、糟屋郡新宮町大字相島に住所を有する者</li> <li>・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者</li> </ul>
		筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・330kW以下（旧漁船法馬力数70以下）</li> </ul>	8トン未満	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗像市、福津市に住所を有する者</li> <li>・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきす流しさし</li> </ul>

				下) ・総行程容積 7.54リットル以下			網漁業の許可を受けていない者
		筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	・330kW以下(旧漁船法馬力数70以下) ・総行程容積7.54リットル以下	8トン未満	5	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区、遠賀郡に住所を有する者 ・小型機船底びき網漁業(手繰第二種えびこぎ網漁業)又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者
	たい二そうごち網	筑前海区海面	5月1日から12月31日まで	・450kW以下(旧漁船法馬力数100以下) ・総行程容積11リットル以下	15トン未満	36(18統)	・糸島市に住所を有する者 ・小型機船底びき網漁業(手繰第二種えびこぎ網漁業)又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者
	沖合たい二そうごち網	筑前海区海面	4月1日から4月30日まで	・670kw以下(旧漁船法馬力数160以下) ・総行程容積18.5リットル以下	15トン未満	24(12統)	・福岡市に住所を有する者 ・小型機船底びき網漁業(手繰第二種えびこぎ網漁業)又はきす流しさし網漁業の許可を受けていない者
	沖合た	筑前海	5月1日	・670	15	24(1	・福岡市に住所を有

	い二そ うごち 網	区海面	から12 月31日 まで	kw以 下(旧 漁船法 馬力数 160 以下) ・総行程 容積 18.5リ ットル 以下	トン 未満	2統)	する者 ・小型機船底びき網 漁業(手繰第二種 えびこぎ網漁業) 又はきす流しさし 網漁業の許可を受 けていない者
	えそご ち網	筑前海 区海面	6月1日 から11 月20日 まで	・330 kW以 下(旧 漁船法 馬力数 70以 下) ・総行程 容積 7.54リ ットル 以下	8ト ン未 満	6	・遠賀郡に住所を有 する者 ・小型機船底びき網 漁業(手繰第二種 えびこぎ網漁業) 又はきす流しさし 網漁業の許可を受 けていない者。 ・昭和43年度にお いてえそごち網漁 業の試験操業に従 事した者及びその 相続者のほかは、 筑前海区漁業調整 委員会の承認を得 た者
機船船びき 網漁業	さより 浮びき 網	筑前海 区海面	2月1日 から4月 30日ま で	—	—	2	・糸島市に住所を有 する者 ・筑共第1号共同漁 業権漁場内の操業 区域において当該 共同漁業権管理委 員会の同意を得た 者
		筑前海 区海面	4月1日 から5月 31日ま で及び9 月1日か ら11月 30日ま	—	—	17	・福岡市に住所を有 する者 ・筑共第8号共同漁 業権漁場内の操業 区域において当該 共同漁業権管理委 員会の同意を得た

			で				者
		筑前海 区海面	2月1日 から5月 31日ま で	—	—	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗像市に住所を有する者</li> <li>・筑共第12号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者</li> </ul>
		筑前海 区海面	3月1日 から9月 30日ま で	—	—	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者</li> <li>・筑共第16, 17, 18, 19及び20号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者</li> </ul>
	とびう お浮び き網	筑前海 区海面	6月1日 から7月 31日ま で及び9 月1日か ら10月 31日ま で	—	—	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗像市、福津市に住所を有する者</li> <li>・筑共第12号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者</li> </ul>
		筑前海 区海面	8月1日 から10 月31日 まで	—	—	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市若松区に住所を有する者</li> </ul>
さし網漁業	きす流 しさし 網	筑前海 区海面	5月1日 から10 月31日 まで	—	—	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸島市（志摩野北以外）に住所を有する者</li> <li>・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はごち網漁業（養殖用手びきごち網を除く）の許</li> </ul>



							可を受けていない者
		筑前海区海面	5月1日から10月31日まで	—	—	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>糸島市志摩野北に住所を有する者</li> <li>小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はごち網漁業（養殖用手びきごち網を除く）の許可を受けていない者</li> </ul>
		筑前海区海面	5月1日から10月31日まで	—	—	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市、糟屋郡新宮町大字相島、糟屋郡新宮町大字新宮に住所を有する者</li> <li>小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はごち網漁業（養殖用手びきごち網を除く）の許可を受けていない者</li> </ul>
		筑前海区海面	5月1日から10月31日まで	—	—	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠賀郡に住所を有する者</li> <li>小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はごち網漁業（養殖用手びきごち網を除く）の許可を受けていない者</li> </ul>
		筑前海区海面	5月1日から10月31日まで	—	—	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>宗像市、福津市に住所を有する者</li> <li>小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はごち網漁業（養殖用手びきごち網を除く）の許可を受けていない者</li> </ul>

							ち網を除く)の許可を受けていない者
	さわら流しさし網	筑前海区海面	9月1日から12月31日まで	—	—	6	・福岡市に住所を有する者
	ぶり囲いさし網	筑前海区海面	1月1日から11月30日まで	—	—	2	・福岡市に住所を有する者
		筑前海区海面	4月1日から12月31日まで	—	—	5	・宗像市、福津市に住所を有する者
		筑前海区海面	1月1日から11月30日まで	—	—	4	・宗像市大島に住所を有する者
	ぼら囲いさし網	筑前海区海面	1月1日から12月31日まで	—	—	48	・福岡市に住所を有する者 ・筑共第8号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者 ・福岡市港湾空港局の同意のある者
		筑前海区海面	1月1日から12月31日まで	—	—	1	・福岡市に住所を有する者 ・筑共第9号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者
		筑前海区海面	1月1日から12月31日まで	—	—	2	・宗像市、福津市に住所を有する者
	雑魚囲	筑前海	1月1日	—	—	43	・福岡市に住所を有

	いさし網	区海面	から12月31日まで				する者 ・福岡市港湾空港局の同意のある者
	さより 囲いさし網	筑前海区海面	1月1日から5月31日まで	—	—	5	・宗像市、福津市に住所を有する者 ・筑共第12号共同漁業権漁場内の操業区域において宗像地区漁業権管理委員会の同意を得た者
	自家用 餌料用 さんま 流しさし網	筑前海区海面	11月1日から3月31日まで	—	—	15	・福岡市に住所を有する者
筑前海区海面		11月1日から3月31日まで	—	—	42	・宗像市、福津市に住所を有する者	
筑前海区海面		11月1日から3月31日まで	—	—	12	・遠賀郡に住所を有する者	
筑前海区海面		11月1日から3月31日まで	—	—	5	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者	
固定式さし網	かれい ひらめ 固定式 さし網 (A区域)	筑前海区海面	1月10日から3月26日まで	—	—	17	・福岡市に住所を有する者
	かれい ひらめ 固定式 さし網 (B区域)	筑前海区海面	1月7日から3月23日まで	—	—	11	・糸島市に住所を有する者
	かれい ひらめ	筑前海区海面	1月9日から3月	—	—	4	・福岡市、糟屋郡新宮町、福津市に住

	固定式 さし網 (C区 域)		25日 ま で				所を有する者
	かれい ひらめ 固定式 さし網 (D区 域)	筑前海 区海面	1月15 日から3 月17日 まで	—	—	7	・宗像市に住所を有 する者
	かれい ひらめ 固定式 さし網 (E区 域)	筑前海 区海面	1月15 日から3 月31日 まで	—	—	3	・遠賀郡に住所を有 する者
	かれい ひらめ 固定式 さし網 (F区 域)	筑前海 区海面	1月15 日から3 月31日 まで	—	—	10	・糸島市、福岡市、 糟屋郡新宮町に住 所を有する者
	雑魚固 定式さ し網 (ア区 域)	筑前海 区海面	1月1日 から6月 30日ま で、若し くは3月 28日か ら6月3 0日まで	—	—	11	・宗像市に住所を有 する者
	雑魚固 定式さ し網 (イ区 域)	筑前海 区海面	1月1日 から6月 30日ま で、若し くは4月 1日から 6月30 日まで	—	—	12	・遠賀郡岡垣町、同 郡芦屋町に住所を 有する者
	雑魚固 定式さ し網 (ウ区 域)	筑前海 区海面	1月1日 から6月 30日ま で、若し	—	—	28	・遠賀郡芦屋町、北 九州市若松区に住 所を有する者

	域)		くは4月 1日から 6月30 日まで				
	雑魚固 定式さ し網 (エ区 域)	筑前海 区海面	1月1日 から6月 30日ま で、若し くは3月 26日か ら6月3 0日まで	—	—	12	・福岡市、糟屋郡新 宮町、福津市に住 所を有する者
	雑魚固 定式さ し網 (A区 域)	筑前海 区海面	3月27 日から4 月25日 まで	—	—	17	・福岡市に住所を有 する者
	雑魚固 定式さ し網 (B区 域)	筑前海 区海面	3月24 日から4 月30日 まで	—	—	10	・糸島市に住所を有 する者
	固定式 さし網	筑前海 区海面	6月1日 から翌年 5月31 日まで	—	—	9	・福岡市に住所を有 する者 ・福岡市港湾局の同 意のある者
筑前海 区海面		1月1日 から12 月31日 まで	—	—	160	・北九州市若松区、 北九州市小倉北 区、北九州市戸畑 区に住所を有する 者	
敷網漁業	浮敷網	筑前海 区海面	1月1日 から12 月31日 まで	—	—	3	・宗像市、福津市に 住所を有する者
集魚灯利用 すくい網漁 業	集魚灯 利用す くい網	筑前海 区海面	1月1日 から12 月31日 まで	—	—	5	・宗像市、福津市に 住所を有する者
		筑前海 区海面	1月1日 から12 月31日	—	—	11	・北九州市若松区、 北九州市小倉北 区、北九州市戸畑

			まで				区に住所を有する者
小型いかつり漁業	小型いかつり	筑前海区海面	4月1日から翌年3月31日まで	—	5トン以上20トン未満	115	・筑前海沿岸市町に住所を有する者
かご漁業	いかかご	筑前海区海面	2月5日から4月30日まで	—	—	20	・糸島市、福岡市に住所を有する者
		筑前海区海面	2月5日から6月30日まで	—	—	34	・福岡市、糟屋郡新宮町、福津市に住所を有する者
		筑前海区海面	2月5日から7月31日まで	—	—	77	・宗像市、遠賀郡、北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者
	ふぐかご	筑前海区海面	9月1日から12月31日まで	—	—	1	・糸島市に住所を有する者
		筑前海区海面	9月1日から12月31日まで	—	—	10	・福岡市、糟屋郡新宮町大字相島、糟屋郡新宮町大字新宮に住所を有する者
		筑前海区海面	9月1日から12月31日まで	—	—	8	・宗像市、福津市に住所を有する者
		筑前海区海面	9月1日から12月31日まで	—	—	4	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者
	雑魚かご	筑前海区海面	6月1日から翌年	—	—	7	・福岡市に住所を有する者

			5月31日まで				・福岡市港湾局の同意のある者
	雑魚かご	筑前海区海面	10月1日から翌年9月30日まで	—	—	28	・北九州市小倉北区に住所を有する者
	雑魚かご（若松・戸畑地区）	筑前海区海面	12月1日から翌年11月30日まで	—	—	20	・北九州市若松区、北九州市戸畑区に住所を有する者
	雑魚かご（北九州地区）	筑前海区海面	12月1日から翌年11月30日まで	—	—	18	・北九州市若松区に住所を有する者
	雑魚かご	筑前海区海面	1月1日から12月31日まで	—	—	8	・福岡市、粕屋郡新宮町大字相島、粕屋郡新宮町大字新宮に住所を有する者
	沿岸ぬたうなぎかご	筑前海区海面	11月21日から翌年2月末日まで	—	—	2	・遠賀郡に住所を有する者
	沖合ぬたうなぎかご	筑前海区海面	4月1日から11月30日まで	—	—	2	・福岡市に住所を有する者
筑前海区海面		4月1日から11月30日まで	—	—	10	・宗像市に住所を有する者	
筑前海区海面		6月1日から11月30日まで	—	—	2	・福津市に住所を有する者	
たこつぼ漁業	たこつぼ	筑前海区海面	1月1日から12月31日まで	—	—	41	・北九州市門司区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者

		筑前海 区海面	1月1日 から12 月31日 まで	—	—	37	・北九州市若松区、 北九州市小倉北 区、糟屋郡新宮町 大字相島に住所を 有する者
潜水器漁業	潜水器	筑前海 区海面	1月1日 から12 月31日 まで	—	—	17	・北九州市若松区に 住所を有する者 ・筑共第16, 17, 20 号共同漁業権漁場 内の操業区域にお いて当該共同漁業 権管理委員会の同 意を得た者
		筑前海 区海面	1月1日 から12 月31日 まで	—	—	5	・北九州市小倉北区 に住所を有する者 ・筑共第19号共同漁 業権漁場内の操業 区域において当該 共同漁業権管理委 員会の同意を得た 者
		筑前海 区海面	1月1日 から12 月31日 まで	—	—	4	・北九州市小倉北区 に住所を有する者 ・筑共第19号共同漁 業権漁場内の操業 区域において当該 共同漁業権管理委 員会の同意を得た 者
		筑前海 区海面	1月1日 から12 月31日 まで	—	—	2	・北九州市若松区に 住所を有する者 ・筑共第16号共同漁 業権漁場内の操業 区域において当該 共同漁業権管理委 員会の同意を得た 者
		筑前海 区海面	12月2 1日から 翌年10 月31日 まで	—	—	12	・北九州市小倉北区 に住所を有する者 ・筑共第18号共同漁 業権漁場内の操業 区域において当該



							共同漁業権管理委員会の同意を得た者
		筑前海区海面	10月1日から翌年3月31日まで	—	—	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市若松区に住所を有する者</li> <li>・筑共第16号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者</li> </ul>
地びき網漁業	地びき網	筑前海区海面	1月1日から12月31日まで	—	—	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑前海岸沿市町に住所を有する者</li> <li>・当該地区共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者</li> </ul>
小型定置網漁業	小型定置網	筑前海区海面	1月1日から12月31日まで	—	—	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市に住所を有する者</li> <li>・筑共第6号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者</li> </ul>
		筑前海区海面	4月1日から10月31日まで	—	—	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠賀郡に住所を有する者</li> <li>・筑共第14号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た者</li> </ul>
		筑前海区海面	1月1日から12月31日まで	—	—	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市若松区、北九州市戸畑区に住所を有する者</li> <li>・筑共第21号共同漁業権漁場内の操業区域において当該共同漁業権管理委員会の同意を得た</li> </ul>

							者
--	--	--	--	--	--	--	---

1-2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置（県外からの入漁分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可隻数	漁業を営む者の資格
小型いかつり漁業	小型いかつり	筑前海区海面	4月1日から翌年3月31日まで	—	5トン以上20トン未満	11	・佐賀県内に住所を有する者
小型いかつり漁業	小型いかつり	筑前海区海面	4月1日から翌年3月31日まで	—	5トン以上20トン未満	90	・長崎県内に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
定めなし